

中間株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	平成24年9月期 (平成24年4月1日から 平成24年9月30日まで)	平成25年9月期 (平成25年4月1日から 平成25年9月30日まで)
株主資本		
資本金		
当期首残高	17,700	22,700
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	17,700	22,700
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	15,641	20,641
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	15,641	20,641
その他資本剰余金		
当期首残高	8,536	8,457
当中間期変動額		
自己株式の処分	0	—
自己株式の消却	△ 1	—
当中間期変動額合計	△ 1	—
当中間期末残高	8,535	8,457
資本剰余金合計		
当期首残高	24,178	29,099
当中間期変動額		
自己株式の処分	0	—
自己株式の消却	△ 1	—
当中間期変動額合計	△ 1	—
当中間期末残高	24,176	29,099
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	307	657
当中間期変動額		
利益準備金の積立	71	48
当中間期変動額合計	71	48
当中間期末残高	378	705
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	6,075	5,060
当中間期変動額		
利益準備金の積立	△ 71	△ 48
剰余金の配当	△ 356	△ 244
中間純利益	765	1,366
土地再評価差額金の取崩	8	7
当中間期変動額合計	346	1,081
当中間期末残高	6,421	6,141
利益剰余金合計		
当期首残高	6,382	5,718
当中間期変動額		
利益準備金の積立	—	—
剰余金の配当	△ 356	△ 244
中間純利益	765	1,366
土地再評価差額金の取崩	8	7
当中間期変動額合計	417	1,129
当中間期末残高	6,800	6,847
自己株式		
当期首残高	△ 1	—
当中間期変動額		
自己株式の取得	△ 0	—
自己株式の処分	0	—
自己株式の消却	1	—
当中間期変動額合計	1	—
当中間期末残高	—	—
株主資本合計		
当期首残高	48,259	57,517
当中間期変動額		
剰余金の配当	△ 356	△ 244
中間純利益	765	1,366
自己株式の取得	△ 0	—
自己株式の処分	0	—
自己株式の消却	—	—
土地再評価差額金の取崩	8	7
当中間期変動額合計	417	1,129
当中間期末残高	48,676	58,646

(単位：百万円)

	平成24年9月期 (平成24年4月1日から 平成24年9月30日まで)	平成25年9月期 (平成25年4月1日から 平成25年9月30日まで)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△ 149	2,509
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△ 784	△ 775
当中間期変動額合計	△ 784	△ 775
当中間期末残高	△ 933	1,734
土地再評価差額金		
当期首残高	3,977	3,965
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△ 8	△ 7
当中間期変動額合計	△ 8	△ 7
当中間期末残高	3,968	3,958
評価・換算差額等合計		
当期首残高	3,828	6,475
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△ 792	△ 782
当中間期変動額合計	△ 792	△ 782
当中間期末残高	3,035	5,693
純資産合計		
当期首残高	52,087	63,992
当中間期変動額		
剰余金の配当	△ 356	△ 244
中間純利益	765	1,366
自己株式の取得	△ 0	—
自己株式の処分	0	—
土地再評価差額金の取崩	8	7
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△ 792	△ 782
当中間期変動額合計	△ 375	347
当中間期末残高	51,712	64,340

中間財務諸表

Kirayaka Bank

注記事項（平成25年度中間期）

重要な会計方針

- 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
- 有価証券の評価基準及び評価方法
(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については、原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 固定資産の減価償却の方法
(1) 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物：15年～50年
その他：3年～6年
(2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
(3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 繰延資産の処理方法
株式交付費
3年間の均等償却を行っており、年間償却見込額に12分の6を乗じた額を計上しております。
社債発行費
社債発行費は、社債の償還期間にわたり定額法により償却しており、年間償却見込額に12分の6を乗じた額を計上しております。
なお、繰延資産はその他資産に含めて計上しております。
- 引当金の計上基準
(1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,386百万円であります。
(2) 投資損失引当金
投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
(3) 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生した年度から費用処理
なお、会計基準変更時差異（3,546百万円）（代行返上後）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。
(4) 睡眠預金払戻損失引当金
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。
- 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- リース取引の処理方法
所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によるおります。
- ヘッジ会計の方法
(イ) 金利リスク・ヘッジ
金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによるおります。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。
(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ
外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによるおります。
ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に該当するヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

- 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

1. 中間貸借対照表関係		
(1) 関係会社の株式又は出資金の総額	株式会社	5,883百万円
(2) 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。	破綻先債権額	1,142百万円
	延滞債権額	26,835百万円
	なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。	
	また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。	
(3) 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。	3カ月以上延滞債権額	一百万円
	なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。	
(4) 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。	貸出条件緩和債権額	3,753百万円
	なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。	
(5) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。	合計額	31,730百万円
	なお、上記(2)から(5)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。	
(6) 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。		8,499百万円
(7) 担保に供している資産は次のとおりであります。	担保に供している資産	
	現金預け金	6百万円
	有価証券	28,167百万円
	計	28,174百万円
	担保資産に対応する債務	
	預金	1,620百万円
	借入金	16,720百万円
	上記のほか、為替決済、共同システム等の取引の担保として、次のものを差し入れております。	
	有価証券	24,553百万円
	また、その他の資産には保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。	
	保証金	540百万円
(8) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。	融資未実行残高	85,704百万円
	うち原契約期間が1年以内のもの	85,704百万円
	（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）	
	なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができるとの条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。	
(9) 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。	再評価を行った年月日	平成11年3月31日
	同法律第3条第3項に定める再評価の方法	
	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格、第2条第3号に定める土地課税台帳及び第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算等合理的な調整を行って算出。	
	同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額	6,419百万円
(10) 有形固定資産の減価償却累計額		18,816百万円
	減価償却累計額	
(1) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。		
	劣後特約付借入金	300百万円
(2) 社債は、劣後特約付社債であります。		
	劣後特約付社債	5,800百万円
(3) 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額		10,025百万円

2. 中間損益計算書関係

- (1) その他経常収益には、次のものを含んでおります。
- | | |
|------------|--------|
| 償却債権取立益 | 45百万円 |
| 株式等売却益 | 15百万円 |
| 投資損失引当金戻入益 | 115百万円 |
- (2) 減価償却実施額は次のとおりであります。
- | | |
|--------|--------|
| 有形固定資産 | 241百万円 |
| 無形固定資産 | 119百万円 |
- (3) その他経常費用には、次のものを含んでおります。
- | | |
|----------|--------|
| 貸出金償却 | 136百万円 |
| 貸倒引当金繰入額 | 74百万円 |
| 株式等償却 | 1百万円 |
| 株式等売却損 | 28百万円 |

(4) 減損損失
 当中間会計期間において、当行が保有する以下の資産について使用目的を変更すること及び使用を中止又は中止を予定したこと等に伴い投資額の回収が見込めなくなったことから、減損損失を計上しております。
 資産のグループは、営業用店舗については、それぞれを収益管理上の区分ごとにグループ化し、最小単位としております。また、遊休資産及び使用中止予定資産は、各資産を最小単位としております。本部等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。
 なお、当中間会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能額は正味売却価額であります。正味売却価額は、不動産鑑定評価書、地価公示法により公示された価格及び資産の減価償却計算に用いている税法規定に基づく残存価額等に基づき算定した金額であります。

用途	種類	場所	金額
遊休	土地	山形県	8百万円
遊休	建物	山形県	9百万円
遊休	その他	山形県	1百万円
遊休	その他	新潟県	0百万円
合計			19百万円

3. 中間株主資本等変動計算書関係

自己株式の種類及び株式数に関する事項
 該当事項はありません。

4. リース取引関係

1. ファイナンス・リース取引

- (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引
- リース資産の内容
 当該リース契約の締結はありません。
 - リース資産の減価償却の方法
 重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。
- (2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引
- リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間会計期間末残高相当額
有形固定資産	49百万円	38百万円	10百万円
無形固定資産	—	—	—
合計	49百万円	38百万円	10百万円

② 未経過リース料中間会計期間末残高相当額等

1年内	5百万円
1年超	6百万円
合計	12百万円

③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	20百万円
減価償却費相当額	17百万円
支払利息相当額	0百万円

- 減価償却費相当額の算定方法
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。
- 利息相当額の算定方法
 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、当中間会計期間への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引は重要性に乏しいので記載は省略しております。

5. 有価証券関係

子会社株式及び関連会社株式

該当事項はありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表計上額

子会社株式	5,865百万円
関連会社株式	17百万円
合計	5,883百万円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

6. 資産除去債務関係

当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	99百万円
時の経過による調整額	0百万円
中間会計期間末残高	99百万円

7. 1株当たり情報

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

(1) 1株当たり中間純利益金額	9.29円
(算定上の基礎)	
中間純利益	1,366百万円
普通株主に帰属しない金額	161百万円
(うち中間優先配当額)	(161百万円)
普通株式に係る中間純利益	1,205百万円
普通株式の期中平均株式数	129,697千株
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	5.15円
(算定上の基礎)	
中間純利益調整額	161百万円
(うち中間優先配当額)	(161百万円)
普通株式増加数	135,400千株
(うち優先株式)	(135,400千株)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	—

8. 重要な後発事象

退職給付制度の一部変更について

当行は、平成26年1月1日より、現行の退職給付制度の一部について確定拠出年金制度に移行すること及び給付利率が市場金利に適切して変動するキャッシュバランスプラン類似型を導入すること等を平成25年10月28日付で労使合意に達しました。
 この移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号「平成14年1月31日」)を適用いたします。
 なお、現時点では本移行に伴う影響額を算出することは困難であります。